

スターワン外貨定期預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン外貨定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（取引開始条件）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の預入金額は当行所定の通貨単位以上1補助通貨単位とします。

第3条（期間・支払時期）

1. 本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。
2. 事前に自動継続の申し込みがない限り、本預金の元本は、満期日に、利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第4条（期限前解約）

本預金の満期前の解約はできません。

第5条（自動継続）

1. 本預金が自動継続外貨定期預金の場合は、満期日に、前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。ただし、本預金の継続後の利率について別に定めたときは、その定めによるものとします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに、当行所定の方法により、その旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に、利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

第6条（利息）

本預金の利息は、1補助通貨単位以上の残高について付利単位を1補助通貨単位として、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および約定された利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）し、満期日に、同一通貨のスターワン外貨普通預金へ入金します。

第7条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン外貨普通預金規定第3条の規定は、本預金取引に適用されるものとします。

第8条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、

本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上